

公安委員会 決裁資料	鹿児島県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与 に関する規則の一部改正	令和8年4月22日 総務課
<p>1 改正する規則</p> <p>鹿児島県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成10年鹿児島県公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）</p> <p>2 改正理由</p> <p>鹿児島県行政手続条例（平成7年鹿児島県条例第41号）の一部改正により、規則に引用している条項等が変更することに伴い、所要の改正を行うもの</p> <p>3 改正内容</p> <p>(1) 第2条第2号中 「条例第15条第3項後段」→「<u>条例第15条第4項後段</u>」</p> <p>(2) 第8条第2項中 「条例第15条第3項の規定による掲示」 →「<u>条例第15条第3項及び第4項の規定による公示</u>」</p> <p>(3) 第20条第2項中 「条例第15条第3項の規定による掲示」 →「<u>条例第15条第3項及び第4項の規定による公示</u>」</p> <p>(4) 別記第7号様式中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「名あて人」→「<u>名宛人</u>」 ・「行政手続条例第15条第3項」 →「<u>鹿児島県行政手続条例第15条第3項及び第4項</u>」 ・「行政手続法第15条第3項」→「<u>鹿児島県行政手続条例第15条第4項</u>」 ・「この掲示を始めた日」→「<u>当該措置を開始した日</u>」 <p>(5) 別記第18号様式中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「名あて人」→「<u>名宛人</u>」 ・「同条例第15条第3項」→「<u>同条例第15条第3項及び第4項</u>」 ・「同条例第15条第3項の規定により、この掲示を始めた日」 →「<u>同条例第15条第4項の規定により、当該措置を開始した日</u>」 <p>4 施行日</p> <p>令和8年5月21日（「鹿児島県行政手続条例の一部を改正する条例」の施行日に同じ。）</p>		